

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和5年7月10日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

平成31年1月26日（土）午後1時10分頃、周南市大字八代の周南市鶴いこいの里交流センターにおいて、八代小学校の教員が扉に立て掛けていた長机が倒れ、施設利用者が負傷した事故について、その療養に対して全国健康保険協会広島支部が保険給付を行い、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づき損害賠償請求権を代位取得したもの

(2) 損害賠償の相手方

住所 広島市東区光町1丁目10番19号

氏名 全国健康保険協会広島支部

支部長 神田 和幸

(3) 損害賠償の額

¥94,521-

2 専決処分の年月日

令和5年7月4日